

令和2年度（2020年度）版

（令和2年5月1日～令和3年5月1日）

## 市民活動総合補償制度の手引



甲賀市

（年度が変わると手引の内容が変わる可能性がありますのでご注意下さい。）

## I. 制度の主旨

本市では、自治会やボランティア団体等の社会奉仕活動、文化・スポーツ活動、NPOなどの活動といった皆さんの温かい善意による活動が盛んです。また、平成23年度からは、自治振興会の活動も始まり、地域の課題を自分たちで解決しようという住民自治の取り組みも盛んに行われてきます。

これらの公益的活動は地域社会の発展、住民福祉の向上、「住みよいまちづくり」に大きな役割を果たし、市でもその活動の輪を広げるためにいろいろな施策を進めています。

しかし、このような活動中に万一事故が起きたら……………。これは誰でも心配することです。事故が原因でトラブルでも発生したら、せっかく生まれている善意の芽を摘んでしまい、活動が萎縮してしまうことにもなりかねません。

そこで市では、さまざまな市民活動の中で、特にボランティアを基本とする公共的な市民活動中の事故を広く救済し、皆さんのが安心して活動を行えるように「市民活動総合補償制度」を設けております。

この制度は、NPO活動、ボランティア活動、区・自治会活動、自治振興会活動などの市民活動中に、指導者やスタッフの過失により事故が起こった場合に対応する賠償責任事故補償と、指導者や参加者自身がケガをしたり、死亡されたような場合に定められた補償金をお支払いする傷害補償の二本立てになっています。なお、それぞれの団体が加入費用を負担していただく必要はありません。(ただし活動内容等の把握のため、「市民活動団体活動届」を、市の所管課へ提出を求める場合があります。)

## II. 対象となる活動

市内に活動の拠点を置き、5人以上の共通の目的を持った甲賀市民によって組織された市民団体等が行う地域社会活動や社会教育活動など、本来の仕事を離れて自由意志のもとに行う継続的、計画的または臨時の公共性（公益性）のある直接的な市民活動中での事故が対象となります。

(宗教、政治・営利を目的とした活動は対象となりません。)

### 1. 社会教育活動

スポーツ・レクリエーション活動等の活動及びこれらのための準備活動

\*スポーツ・レクリエーション活動については、指導者、運営スタッフのみの活動を対象とします。活動への単なる参加者（部員・会員・団員等）の活動や見学や応援は対象外となります。

### 2. 社会福祉・社会奉仕活動

社会福祉施設援護活動（建物の修理・植樹等の手入れ・清掃・リハビリテーション訓練の手伝い・行事手伝い・習い事指導・慰問・通園の送迎の介助・1歳児以上の託児・カウンセリング・点訳・リーディングサービス・手話）、在宅高齢者・身障者等のホームヘルプ、ガイドヘルプ、手話通訳、就労・社会復帰のための援護等の活動及びこれらのための準備活動

### 3. 青少年健全育成活動

子ども会、ボーイ・ガールスカウト、地域の青年会等の指導育成活動、家庭・地域文庫活動、非行防止パトロール等の活動及びこれらのための準備活動

### 4. 地域社会活動

防犯活動、防火・防災活動、清掃活動（道路・河川・公園・排水溝・その他公共施設の清掃）、資源ゴミの回収、草刈り、リサイクル運動、交通安全活動、不法駐車駐輪追放活動、害虫防除・駆除の環境衛生活動、献血奨励・住民検診手伝いなどの地域保健衛生活動、盆踊、町内会まつり、運動会、回覧、掲示板貼り付け、研修会、募金活動、市民まつり、区・自治振興会の高齢者サロン（百歳体操）・子育てサロン、PTAが行う公益活動等の活動及びこれらのための準備活動

この補償制度の対象となるかどうかは、「Q&A」も参考にして下さい。

### III. 対象とならない主な事故

#### 賠償責任事故の場合では……………

- 賠償金額が2万円に満たない事故
- 指導者などが所有、使用または管理する自動車などに起因する事故
- 施設の建築、改装、修理等の工事による事故
- 満1歳に満たない者を対象とした託児・保育又はベビーシッター等の活動
- 指導者などの同居の親族に対して負担する賠償責任

#### 傷害事故の場合では……………

- 脳疾患、疾病、心神喪失による事故。
- 喧嘩や自殺行為、犯罪行為による傷害および医学的他覚所見の無いむちうち症や腰痛
- 無資格運転や酒酔い運転事故
- 公益的な活動でなく、自助活動においての事故

#### 全体を通して……………

- スポーツを行うことを目的とした団体の競技者が行うスポーツ活動
- 山岳登攀、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など危険を伴うスポーツ
- 自助的な活動や懇親、趣味などの活動
- 職務遂行中や職業に従事しているときの活動（民生委員・児童委員、体育指導委員、財産区管理委員など非常勤特別職の公務員として活動している際の事故など）
- 例えば自転車の二人乗りなど、法令違反での事故
- 指導者や参加者の故意によるもの
- 地震・噴火・洪水などの自然災害によるもの
- 狩猟
- 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議による事故

※この制度の適用になるか否かについては、事故の状況ごとに判断することとなることから、事前での判断が困難なものがあります。  
また、取り組まれる活動においての想定され得る事故に対して、当制度の補償内容が不十分だと思われる場合は、別途民間保険への加入をご検討くださいますようよろしくお願いします。

## **★ 大切なのは、事故の防止 ★**

この制度は、市民の皆さんのが安心して市民活動をしていただけるように、万一の事故に備えて設けられたものですが、一番大切なことは事故を未然に防ぐことです。

市民活動をするときには、次のことに十分注意して楽しい活動を進めてください。

- \* 事前に緻密な計画を立てて、危険性がないか十分にチェックする。
- \* 必要があれば、前もって下見などする。 ※特にキャンプ、ハイキングなど
- \* 引率者や指導者の数は適切かどうか、注意や指導が全体にいきわたるかどうか、よく確認する。 ※特に、子供を対象とした活動、野外活動など
- \* 活動のプログラム、スケジュールに無理がないか、用具の点検、準備運動は充分に行つたかどうかなど

※ケガなどの場合に支払う補償金があまりにも増えると、甲賀市が保険会社に支払う保険料も増加し続け、この制度自体が成り立たなくなることもあります。活動する前に無理のない計画をたて、危険行為の禁止など安全指導を徹底していただきますようお願いします。

## IV. 補償の内容

補償の対象となる事故は、市民団体等が市民活動中に、

- ① その団体の指導者・責任者等の過失により参加者や第三者にケガをさせたり、財物に損害を与える法律上の賠償責任を負った場合と、
  - ② 指導者や参加者自身が急激かつ偶然な外来の事故により死亡したり、後遺障害を被ったり、入院・通院治療を要するケガをした場合の傷害事故が対象となります。
- その内容は表 I の通りです。

[ 表 I ] 市民活動総合補償の補償内容

### イ. 賠償責任事故補償

区分	補 償 限 度 額	具 体 例
対 人 賠 償	最高 1名 6, 000万円 1事故 2億円	・敬大会開催中に火災が発生し、誘導ミスのため参加者がヤケドをおった。
財 物 賠 償 及 び 保 管 物 賠 償	最高 1事故 100万円	・自治会で草刈をしていたところ草刈機の歯の回転により小石が飛び、駐車していた車の窓ガラスを破損した。
(注) 1回の事故につき、20, 000円は自己負担（免責額）になります。		

### ロ. 傷害補償

死亡補償金	1 名 100万円	・区の運動会で競技中に熱中症となり入院した。 ・地域の清掃活動に向かう途中、自転車事故により死亡した。 ・町内会祭りでみこしを担いでいるときに、ころんでケガをした。
後遺障害補償金	(程度により) 1 名 100万円～3万円	
入院補償金	1 名 1日 2, 000円 (180日限度)	
通院補償金	1 名 1日 1, 000円 (90日限度)	
(注) 入院・通院補償金は、事故日より合算して180日が限度です。		

## V. もし事故が発生したら

市民活動中に事故が発生したときは、すぐに、団体の責任者を通して市の所管窓口に連絡してください。連絡の要領と連絡先は次の通りです。

事故内容を次の要領でご連絡下さい。

\* い つ ----- 日時  
\* ど こ で ----- 場所  
\* だ れ が ----- 被害者あるいは加害者の住所・氏名・年齢  
など又は破損物の所有者  
\* ど う し て ----- 状況と原因  
\* ど う な つ た ----- 被害の状況

### 庁 内 連 絡 先

* 区・自治会、自治振興会関係、NPO・市民活動団体等	総合政策部 政策推進課（甲賀市まちづくり活動センター「まるーむ」） TEL70-2595 FAX70-6046
* 社会教育、生涯学習関係団体等	教育委員会 社会教育スポーツ課 TEL69-2248 FAX69-2293
* ボランティア関係団体等	健康福祉部 福祉医療政策課 TEL69-2157 FAX63-4085
* スポーツ関係団体等	教育委員会 社会教育スポーツ課 TEL69-2249 FAX69-2293

上記は、主な連絡先の例であり、もし活動中に事故が起こった場合は、それぞれの団体を所管すると思われる課等へご連絡下さい。

団体等の代表者は速やかに事故発生日から14日以内に、事故報告書を作成し、所管窓口へ提出してください。

(事故発生日から大幅に時間が経過すると市民活動中の事故であったという判断ができないなり、補償金を支払うことができなくなる可能性がありますのでご注意下さい。)

記載方法は添付の例の通りです。市では事故報告を受けた後 事故の判定を行い、市民活動中の事故であると認めた場合には、補償金が支払われます。

事故報告書は市の所管窓口に置いてあります。事故報告書を提出していただく際に、団体の概要を把握するために、①規約、②事業実績と計画、③会員名簿等の資料を添付していた場合もあります。

# 事故発生報告書(第2号様式)の書き方

○○年 ○月 ○日

甲賀市長様

報告者は、主に団体の代表者  
(報告者、怪我等した人、目撃者はそれ  
ぞれ別の人になります。)

団体名 ○○自治会

報告者住所 甲賀市○○町□□ △△番地

報告者氏名 □ □ □ □ 印

※賠償事故加害者又は傷害・疾病事故負傷者との関係

( ○○自治会会長 )

報告者の連絡先 (TEL ○○一〇〇〇〇)

## 市民活動（賠償・傷害・疾病）事故発生報告書

市民活動中に事故が発生しましたので、市民活動総合補償制度要綱第13条の規定により報告いたします。

なお、市民活動総合補償制度適用の可否に関し、報告書記載の個人情報を同要綱第4条（保険契約による制度の保全）に規定する損害保険会社に提供することに同意します。

賠償事故	加害者	氏名	フリガナ
賠償事故の場合は こちらに記入		住所	〒 男・女 年齢 歳 連絡先 ( ) - ( ) - ( )
		団体名	
	被害者	氏名	フリガナ
		住所	〒 男・女 年齢 歳 連絡先 ( ) - ( ) - ( )
傷害事故 又は 疾病事故	氏名	フリガナ ○ ○ ○ ○	
住所	〒528-8666 甲賀市○○町××番地 男・女 年齢 50 歳 連絡先 (○○○○) - (○○) - (○○○○)		
傷害・疾病事故の場合	団体名	○○自治会	
活動名	○○自治会一斉清掃		活動内容 年間数回、地域の清掃活動として草刈等を行っている。
事故発生日	平成25年△月△日 (△)		発生場所 ○○公園 (甲賀市○○町○○)
疾病名	右足首ねんざ		治療見込期間 入院見込 日間 通院見込 5 日間
病院名	○○医院		医師名 ○○ ○○医師
病院所在地	甲賀市○○町○○ ××番地 連絡先 (○○○○) - (○○) - (○○○○)		
事故発生状況	できるかぎり詳しく記載して下さい。 ○○公園の、法面箇所の雑草がひどく生い茂っていたため草刈をしていたところ、右足首をくじいてしまった。		
主催者または目撃者の事故証明	氏名	△ △ △ △ 印	
	住所	〒○○○-○○○○ 甲賀市○○町□□ ○○番地 連絡先 (○○○○) - (○○) - (○○○○)	
所管課記載欄			

1. 報告者氏名、目撃者事故証明の欄の名前は、報告者および事故対象者の親族以外の方のお名前をご記入下さい。

2. 市民活動（賠償・傷害・疾病）事故発生報告書を提出する際には、市民活動中の事故であることを証明できる書類（イベントの開催通知など）を同時に提出してください。また賠償事故の場合は、被害物の内容や修理先を事故発生状況欄に記入いただき、事故現場の写真等をご用意いただき、同時に提出してください。

## VII. 補償金が支払われるまで……

市民活動中の事故と判断でき、傷害事故の補償金が支払われる場合の流れです。

事故が発生した場合は、次の手順で届けを行ってください。

※賠償事故の場合は、事故現場や被害物の状況を写真で記録してください。

まず、あなたの所属する団体を所管すると思われる「市の所管窓口（所管課）」に電話などで連絡してください。

通院、入院等された場合の診察券、レシート、領収書は保管しておいてください。



所管課に「事故発生報告書（様式第2号）」を提出していただきます。

※市民活動中の事故であることの証明できる書類（イベントの開催通知など）を提出してください。

(様式は所管課・ホームページ上にあります。)

(総合政策部→政策推進課→市民活動総合補償制度)



事故の状況などについて、所管課から確認の電話が入る場合があります。



「補償金等請求書（兼個人情報の取り扱いに関する同意書）」を送付しますので、必要事項を記入の上所管課へ提出して下さい。

<請求の手続き>

(1) 賠償責任事故の場合

市民団体等の指導者等と被害者との間で法律上の問題が解決した後、示談書のほか関係書類を添付して所管課に提出する。

(2) 傷害事故の場合

死亡事故の場合は、死亡した指導者等及び参加者の法定相続人が関係書類を添付し、死亡事故以外の傷害事故の場合は、指導者等及び参加者のケガが完治又は事故日より180日を経過したときのいずれか早い時点で、関係書類を添付して所管課に提出する。

補償金請求者名（自治体名）は「甲賀市」となりますので記入しないで下さい。



<補償金受け取り>

補償金がケガ等された方の金融機関口座に振り込まれます。

## 《 参考・「賠償事故」の補償金請求時に必要となる書類など 》

(「火災・新種保険金請求書兼個人情報の取扱いに関する同意書」) の  
保険金請求者のご住所、お名前は「市民団体または指導者等」の住所と名前になります

### 1. 対物事故の場合

補償金請求に要する書類等

- |                            |      |
|----------------------------|------|
| イ. 保険金請求書                  | 1通   |
| □. 示談書                     | 1通   |
| 3通作成していただき、加害者、被害者が各1通持ち合い |      |
| 1通をご提出していただきます。            |      |
| ハ. 修理の見積書、または請求書           | 1通   |
| 出来るだけくわしい内容のもの             |      |
| 二. 損害物の写真                  | 2~3枚 |

賠償額が高額になる場合には、保険会社の実地調査や損害物の査定をおこないます。

### 2. 対人事故の場合

補償金請求に要する書類等

- |   |    |
|---|----|
| イ. 保険金請求書                                     | 1通 |
| □. 示談書  | 1通 |
| 3通作成していただき、加害者、被害者が各1通もちあい                    |    |
| 1通をご提出いただきます。                                 |    |
| ハ. 完治診断書                                      | 1通 |
| 二. 診療報酬明細書                                    | 1通 |
| (治療費の内容がわかるもの)                                |    |
| ホ. 通院交通費の明細                                   | 1通 |
| (通常の場合、タクシー利用における交通費は認められませんが、認められる場合にはその領収書) |    |
| ヘ. 入院諸雑費の領収書                                  |    |
| ト. 休業損害証明書(就業者の場合)                            |    |

### 3. その他

- \* 対人の場合には、警察への届け出も必要です。
- \* 示談をする場合、相手が未成年者の場合には示談権がありませんので親権者と示談をし、親権者の捺印をいただきます。
- \* 補償金を安全かつ迅速にお支払いするため、銀行振り込み制度をご利用下さい。

## 《 参考・「傷害事故」の補償金請求時に必要となる書類など 》

1. 補償金請求書（兼個人情報の取り扱いに関する同意書）は、ボールペンか万年筆ではっきりご記入下さい。（ご捺印もお忘れなくお願ひいたします。）  
補償金請求者名（自治体名）は「甲賀市」になりますので、記入しないで下さい。
2. 補償金を安全かつ迅速にお支払いするため、銀行振り込み制度をご利用下さい。
3. 20歳未満の未成年の方は、補償金の請求ができませんので、親権の方が代わってご請求下さい。
4. 補償金のご請求ならびに受領は原則として受傷者（または親権者）の方になりますが、団体の責任者の方など他人が行なう場合には、受傷者（または親権者）の委任状が必要になります。
5. 所定の診断書は、治療が終わった時点で通院（入院）先へご提出いただき、発行を受けてください。

\*医者の診断書が不要の場合

補償金の請求額が10万円以内の場合には、診断書のご提出を省略していただくこともできます。

ただし、この場合、医師の発行する診断書のかわりとしまして

• 補償金請求書の治療内容を受傷者（未成年の場合には親権者）本人の方がご記入下さい。

なお、ご不明な点がございましたら、それぞれの団体を所管する市役所の課等（6ページ参照）へお電話をいただければ、ご説明申し上げます。

市民活動総合補償制度に関するQ & A

NO.	Q	A
1	何人からこの補償制度の対象団体となりますか。	5人以上の団体から対象とします。
2	市外在住の方も対象になりますか。	なります。しかし、その団体の7割以上が甲賀市民であることが条件とさせていただきます。
3	市民は費用の自己負担をする必要がありますか。	全て甲賀市が支払って加入するので、市民の皆さんには支払う必要はありません。 しかし、賠償金を支払う場合には免責金額(2万円)を支払っていただきます。
4	通院、入院は1日からでも補償金は出ますか。	出ます。
5	市民活動中に、心筋こうそくで倒れ入院した場合、1日2,000円の入院補償金は出ますか。	出ません。 市民活動中に、心筋こうそく、急性心不全等による急性心疾患もしくは、くも膜下出血、脳内出血等による急性脳疾患で病院に搬送され、そのまま退院することなく30日以内に亡くなられた場合に疾病事故の弔意金50万円が支払われるものです。
6	甲賀市の団体が他所に出かけて行っての活動は対象になりますか。	なります。ただし日本国内での事故に限ります。
7	事故が起った場合は、甲賀市役所のどの課に言えばいいのですか。	<u>各団体を所管する課</u> にお願いします。 例えば、区・自治会、自治振興会の活動やNPO団体の活動中の事故であれば政策推進課、社会教育・生涯学習関係団体やスポーツサークルであれば社会教育スポーツ課、福祉ボランティア関係団体は福祉医療政策課といったように、所管すると思われる課等にご連絡下さい。(6P参照)
8	区の行事のために借りたテントが風で飛ばされ壊れてしまった場合など、賠償責任が生じた場合も適用できますか。	できます。この補償制度は、「賠償責任補償」と「傷害事故補償」及び「疾病補償」とで構成されており、賠償責任が生じた場合は「賠償責任補償」で対応します。
9	市が行う事業で参加者が怪我をされた場合も対象になりますか。	市が主催する事業は対象外です。
10	活動場所までの往復途上の事故も対象となりますか。	傷害事故補償として対象になります。 しかし、あくまでも通常想定される合理的な経路上での事故の場合に適用しますので、寄り道等された場合は出発時点から適用できません。
11	報酬が出ている場合は対象となるのですか。	交通費程度の金額だけが出ているのであれば対象としますが、実費費用弁償の額以上の金額が出ている場合は対象外となります。

市民活動総合補償制度に関するQ & A

NO.	Q	A
12	講師、指導者の怪我の場合は適用できますか。	NO.11 のとおり、実費費用弁償の額以上の謝金等をもらわれておられる場合は適用できません。
13	地域の氏神さんの祭も対象になりますか。	布教活動をされるような宗教色を帯びたものとは考えられず、地域の行事の中で行われている伝統的な祭礼などは補償の対象となります。ただし、主催者が要綱でいう「市民団体」の要件に合致するかどうかなど事前にお問い合わせください。また、祭の内容が危険度の高いもの（例えば、けんか神輿やだんじり、物を奪い合うような内容のもの）はこの補償制度の対象となりません。
14	事故が起こってから何日以内に届けを出さないといけませんか。	必ず14日以内に所管課に連絡し、事故報告書を提出いただきますようお願いします。事故発生から時間が経過すると市民活動での事故と判断するのが難しくなるためです。
15	別の傷害保険に加入しておられる場合に二重に補償金を受け取ることはできますか。	できます。ただし、賠償責任補償の場合はいくつか加入していても、賠償金額が決まつたらそれぞれの補償額で按分されます。
16	PTA活動は対象になりますか。	例えば交通立番や巡回補導といった地域でのPTA活動やPTA主催の公益的な活動は対象になりますが、学校管理下での事業や学校主催事業（学校施設の清掃奉仕活動、運動会の準備等）は対象なりません。 (参考) 園児、児童、生徒を対象とした学校、幼稚園、保育園行事は市民活動の対象外とします。
17	市民活動中で、自動車が関係する事故でもこの制度の対象となりますか。	自動車が関係する事故の場合、賠償責任の補償の適用はしません。つまり、車を運転していて何か物を壊したとか、同乗者、相手に怪我をさせてしまった場合の賠償には適用できません。 しかし、運転手、同乗者がケガをした場合、警察に事故届けを出し、「人身事故」と認められたら <u>傷害事故補償は適用されます</u> 。また、動いていない車のドアに指を挟んだ場合など自動車事故とはいえない場合も、警察に届けを出していただき、届け出の受付があれば傷害事故補償は適用されます。
18	例えば、老人クラブのゲートボール大会のように、スポーツ団体以外の団体が行うスポーツ活動は対象となりますか。	レクレーション、健康づくりを目的とした運動競技は対象となります。ただし、スポーツを行うことを目的とした団体の試合、練習等は対象外です。 また、大会を運営するスタッフやスポーツクラブの指導者のケガなどは従来どおり対象になります。

市民活動総合補償制度に関するQ & A

NO.	Q	A
19	自治会の奉仕作業中に腰痛を起しました。補償制度の対象となりますか。	対象となりません。 腰痛や頸痛、筋肉痛など医学的他覚所見（医師が判断できる症状や所見）のないものは、例えそれが原因であったとしても対象となりませんのでご留意ください。
20	公民館活動における公民館サークルなどの活動は対象となりますか？	一般的には余暇を利用し、趣味として行う教育・文化活動は補償の対象とはなりません。 (自助活動となり、公共的な活動とは言えません。)
21	「農事改良組合」は、市民団体に該当しますか？	当該組合は、農家による農家のための営利団体と判断されるため、該当しません。
22	「財産区」は、市民団体に該当しますか？	財産区については、財産区の管理委員は非常勤職員とみなされるため、市民活動とは認められません。
23	例えば、子育てサロンや一時託児、高齢者のふれあいサロンなどの利用者は、保険対象になりますか。	サービスの受益者となる場合の傷害事故は、対象となりませんが、区・自治会または自治振興会主催によるサロンは参加者も対象となります。
24	運動会で応援している最中に、足を踏み外し怪我をした時は対象になりますか。	なりません。 見学者や応援者など単なる参加者として扱われるため対象となりません。 市民活動を直接的に行った場合のみ、補償適用されることとなります。 ただし、主催者側に瑕疵があり、見学者に怪我を負わせてしまい、賠償責任が発生した場合は賠償補償の対象となります。

年 月 日

甲賀市長 あて

## 市 民 活 動 団 体 活 動 届

団体の名称				
本拠地住所	甲賀市			
代表者 (個人)	住所			
	氏名			
電話番号	自宅 一 一			
活動状況	活動開始日 平成 年 月 日			
	実施回数	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 1週間に <input type="checkbox"/> 1ヵ月に <input type="checkbox"/> その他( )	回	実施予定時間 午前 午後 午前 午後 ( )
活動の種類	<input type="checkbox"/> 地域コミュニティ活動 <input type="checkbox"/> 社会福祉、奉仕活動 <input type="checkbox"/> NPO、市民活動 <input type="checkbox"/> 社会教育、青少年育成活動 <input type="checkbox"/> その他( )			
活動の内容	※具体的に記入して下さい。			

※構成員名簿は求めませんが、5人以上で組織され、構成員の70%以上が甲賀市に住所を有する団体であることが必要です。

※代表者変更など、届出内容の根本的な変更でない場合は、この用紙を提出いただく必要はありません。